

愛媛県教育委員会 1 月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

平成28年 1 月22日（金）午前10時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長 井上 正 委 員 関 啓三 委 員 堺 雅子

委 員 脇斗志也 委 員 攝津眞澄 委 員 丹下敬治

3 欠席委員

なし

4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 三好伊佐夫

指導部長 北須賀逸雄

教育総務課長 山本 司

教職員厚生室長 伊藤 理

生涯学習課長 上城戸裕子

文化財保護課長 藤田 享

保健体育課長 近藤正典

義務教育課長 吉田慎吾

高校教育課長 長井俊朗

人権教育課長 峯本陽子

特別支援教育課長 西原昇次

5 会議の概要

(1) 開 会（午前10時00分）

（教育長） ただいまから教育委員会 1 月定例会を開会いたします。

傍聴人の方に申し上げます。傍聴人は所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等はスイッチを切るなどしてさせていただきますよう御協力をお願いいたします。

始めに、委員の皆さんに提案させていただきます。本日の議事のうち、議案第 1 号公立中学校教員の懲戒処分について及びその他の協議案件 1 件につきましては、いずれも人事案件であることから、審議を非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） 次に、議事進行について、御意見をいただきたいと思います。

配布しております次第の順に議事を進行いたしますと、非公開案件の中途に公開案件が入ることになりまして、その都度、傍聴人に入退出していただくことになりますので、この際、公開案件を先にまとめて審議したいと思いますがいかがでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、公開案件の審議を先にすることといたします。事務局が資料を配布しますので少々お待ちください。

(2) 12月定例会議事録の承認

（教育長） それでは、12月定例会議事録の承認についてお諮りをいたしますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（全委員） はい。

(教育長) 全員異議ございませんので、原案のとおり承認をされました。
続きまして教育長報告に移ります。

(3) 教育長報告

○教職員の懲戒処分の指針の一部改正について

(教育長) 教職員の懲戒処分の指針の一部改正について、事務局から報告をお願いします。

(教育総務課長) 教職員の懲戒処分の指針の一部改正について、報告させていただきます。

この改正は、「教職員の懲戒処分の指針」によります標準例の「公務外非行関係」のうち、「横領」に関する項目につきまして「遺失物等横領」の事由を追加するものでございます。

今回対象にいたしました「教職員の懲戒処分の指針」につきましては、処分の透明性と公平性を確保し、教職員の服務規律の維持と不祥事の未然防止の徹底を図るため、代表的な非違行為の事例におけます標準的な懲戒処分の種類を掲げたものでございまして、平成24年3月に策定をいたしまして、同年4月1日から適用しておりまして、この指針についてはホームページでも公開しているところでございます。

今回の改正でございしますが、国家公務員及び愛媛県職員に係る懲戒処分の指針の改定に準じて行うものでございまして、近年の社会情勢の変化等を踏まえ、放置自転車など遺失物等の横領に関する処分の標準例を追加して明示することによりまして、処分の一層の透明性や公平性も図ろうとするものでございます。

なお、具体的な指針の改正箇所及び内容は、資料の新旧対照表のとおりでございしますが、改正後の標準例一覧の「4 公務外非行関係」のうち(6) 横領のイに「遺失物等横領」を加えるものでございます。本年1月1日から適用をしておりまして、教育委員会事務局内をはじめ県立学校、市町教育委員会にも通知をしておりまして、今後より一層の服務規律の徹底を図ってまいりたいと考えているところでございます。

(教育長) ただいまの報告につきまして御意見・御質問等はございますでしょうか。

確認なのですが、資料の新旧対照表を見ますと「横領」のところは「自己の占有する他人の物」の後に改正前では「(公金及び公物を除く。)」が入っていたのですが、今回それを無くしたのは、いわゆる公金公物の横領についてという「第2 標準例」の「2 公金公物取扱い関係」のところにも「横領」があるということで、それでも読めるということですか。

(教育総務課長) 従来から公金公物関係については特に厳しい免職という規定がありますので、この際条文整理の中でそれぞれで対応できるので、それに合わせて今回削除したということでございます。

(教育長) 削除しても別に問題ないということですか。

(教育総務課長) 問題ございません。

(教育長) ほかよろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 教育長報告につきましては以上で終了をいたします。

続きまして、専決処分の承認に移ります。

(4) 議 事

専決処分の承認

○教職員の報賞について

(教育長) 教職員の報賞について、事務局から2件続けて説明をお願いします。

(義務教育課長) 平成27年12月16日に死亡しました、松山市立久枝小学校清家高志教諭の報賞につきまして、愛媛県教育委員会教育長専決規則第2条第2項の規定により専決処分いたしましたので、同規則第4条の規定により、ここに報告いたします。

御承認のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、平成28年1月10日に死亡しました、西条市立東予東中学校正岡裕次事務係長の報賞につきまして、愛媛県教育委員会教育長専決規則第2条第2項の規定により専決処分いたしましたので、同規則第4条の規定により、ここに報告いたします。

御承認のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの件につきまして、御意見等ございますでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、教職員の報賞2件につきましては、原案のとおり承認されました。

ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人の皆様は退席をお願いいたします。

議案審議

○議案第1号 公立中学校教員の懲戒処分について

(教育長) 議案説明を求める。

(義務教育課長) 松山市内のパチンコ店において、女性従業員4名に対し、スマートフォンを用いて盗撮を行った公立中学校主幹教諭を懲戒免職処分し、愛媛県職員退職手当条例第12条第1項の規定により退職手当の全部を支給しないこととする原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(5) その他

○平成28年春の叙勲について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(教育総務課長) 平成28年春の叙勲候補者について、学校保健功労(1名)の追加推薦について説明する。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

(教育長) 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉 会 (午前10時14分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会1月定例会を閉会いたします。